

魚津市告示第38号

指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定
について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のように定める。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定する指定地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで）・夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	63デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上表の第4種区域の値にかかわらず、昼間にあつては65デシベル、朝又は夕にあつては60デシベル、夜間にあつては55デシベルとする。
- 5 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値（第2種区域の夜間の値を除く。）から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 2 前項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定する地域（平成24年魚津市告示第37号）に規定する指定地域のうちそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
- (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 - (2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域附則第2項の規定により適用された地域について適用する。